

仕 様 書

本仕様書は、太田川源流の森保育間伐業務（８－１）について適用する。

1 目 的

太田川源流の森内の立木の生育の促進、林分の健全化及び利用価値の向上を図るため保育間伐を行う。

2 履行場所

廿日市市吉和

3 業務内容

保育間伐

- (ア) 定性間伐を行うこと。
- (イ) 主林木の曲がり木等、形質不良木及び劣勢木を優先的に伐採することとし、周囲の空間配置を考慮のうえ、間伐率３０パーセントで伐採すること。
- (ウ) 主林木の生長を阻害している雑木等不要樹種を、なるべく低い位置から伐採すること。
- (エ) 伐採に当たっては、残存木に損傷を与えないよう丁寧に行い、特にかかり木が生じないようにすること。
- (オ) 伐採木は１箇所以上の玉切りを行い、５０％以上の枝払いを行うこと。なお、枝払いは、伐採木の幹が地面に密着するよう考慮して行うこと。
- (カ) つる類が主林木に巻き付いている場合は、丁寧につる切りを行うこと。
- (キ) 伐採木等は、分収林地の境界や道等を遮断することのないよう整理すること。
- (ク) 施業区域内の標準的な場所に、標準地（５０㎡）を設定し、間伐標準地調書を作成すること。標準地数は、ろ１班で４か所以上また、ろ２班で１０か所以上とすること。
- (ケ) 施工前、施工後の違いが明確にわかるよう、定点写真（同一地点、同一方向及び同一角度で撮影）を、別紙「前後写真の例」を参考に撮影すること。なお、撮影場所は、できる限り標準地とすること。

4 着手届・完了届

- (１) 業務着手時には、業務担当責任者を選任し、業務着手届を速やかに提出すること。
- (２) 業務完了時には、標準地調書及び写真を添付し、業務完了届を提出すること。

5 注意事項その他

- (１) 受注者は、たき火・歩行中の喫煙は絶対にしないこと等、火気の取扱いには十分注意し、山火事が発生しないようにすること。
- (２) 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者と十分な協議を行うこと。
- (３) 受注者は、業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努めること。
- (４) 受注者は、その責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、受注者の負担において、その損害を賠償しなければならない。また、建物及び器物に損害を与えた場合は、発注者の指示により受注者の負担において補修すること。
- (５) 本仕様書に定めていない事項については、受注者と発注者で協議の上、これを定めるものとする。

間伐 標準地 調書

实施主体：_____

NO.[illegible]

前後写真の例



施行前

令和 年 月 日

★黒板は使用しない。

※黒板で隠れて施工状況が確認できないため。

★施行前後の違いが明確に分かるようにする。

※同じ位置、同じ角度で撮影する。

※伐採木や伐根が写るように撮影する。

★撮影範囲が狭くならないよう注意する。



施行後

令和 年 月 日

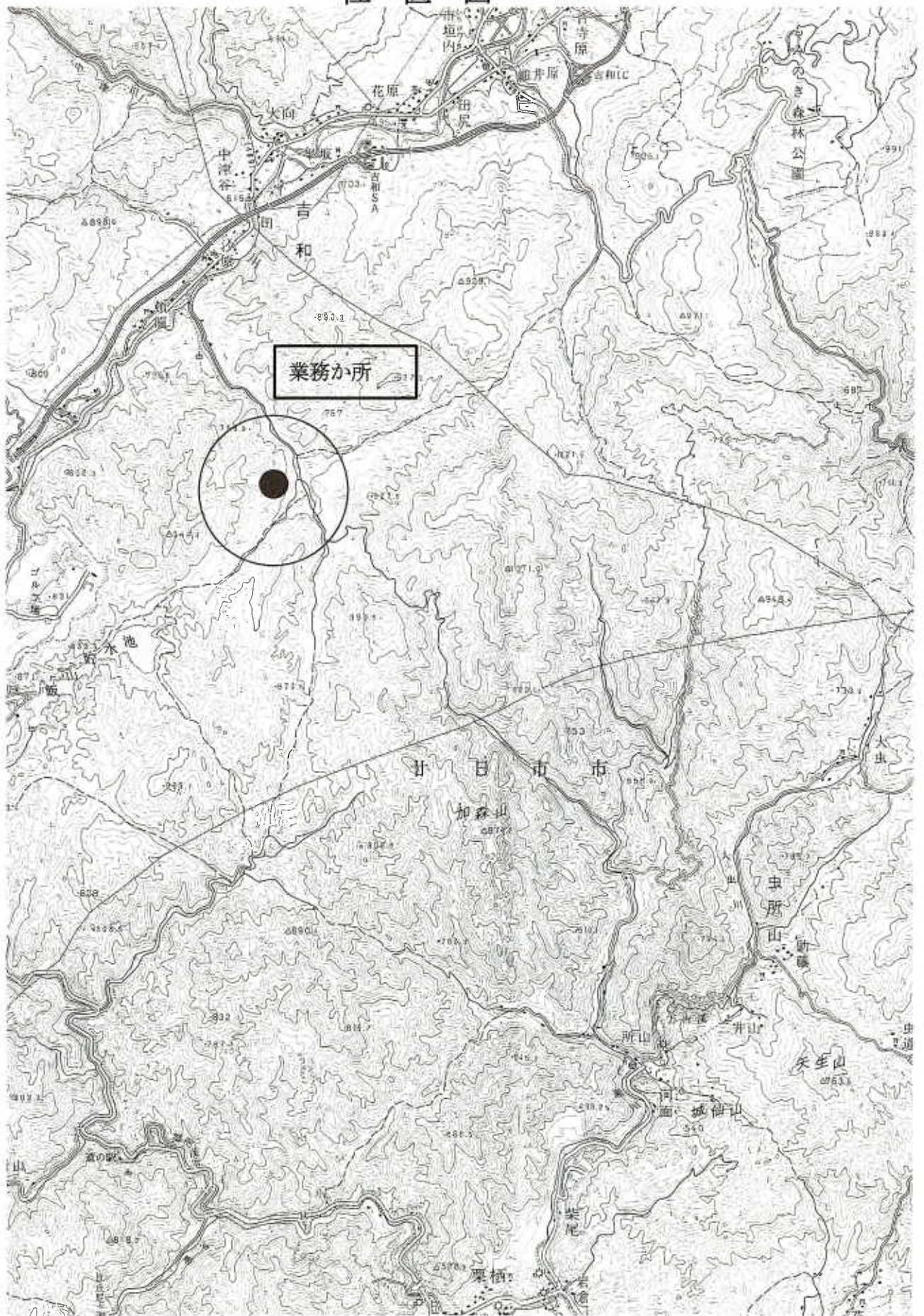


伐採木の状況

令和 年 月 日

間伐、玉切り等の施行後の近景の写真

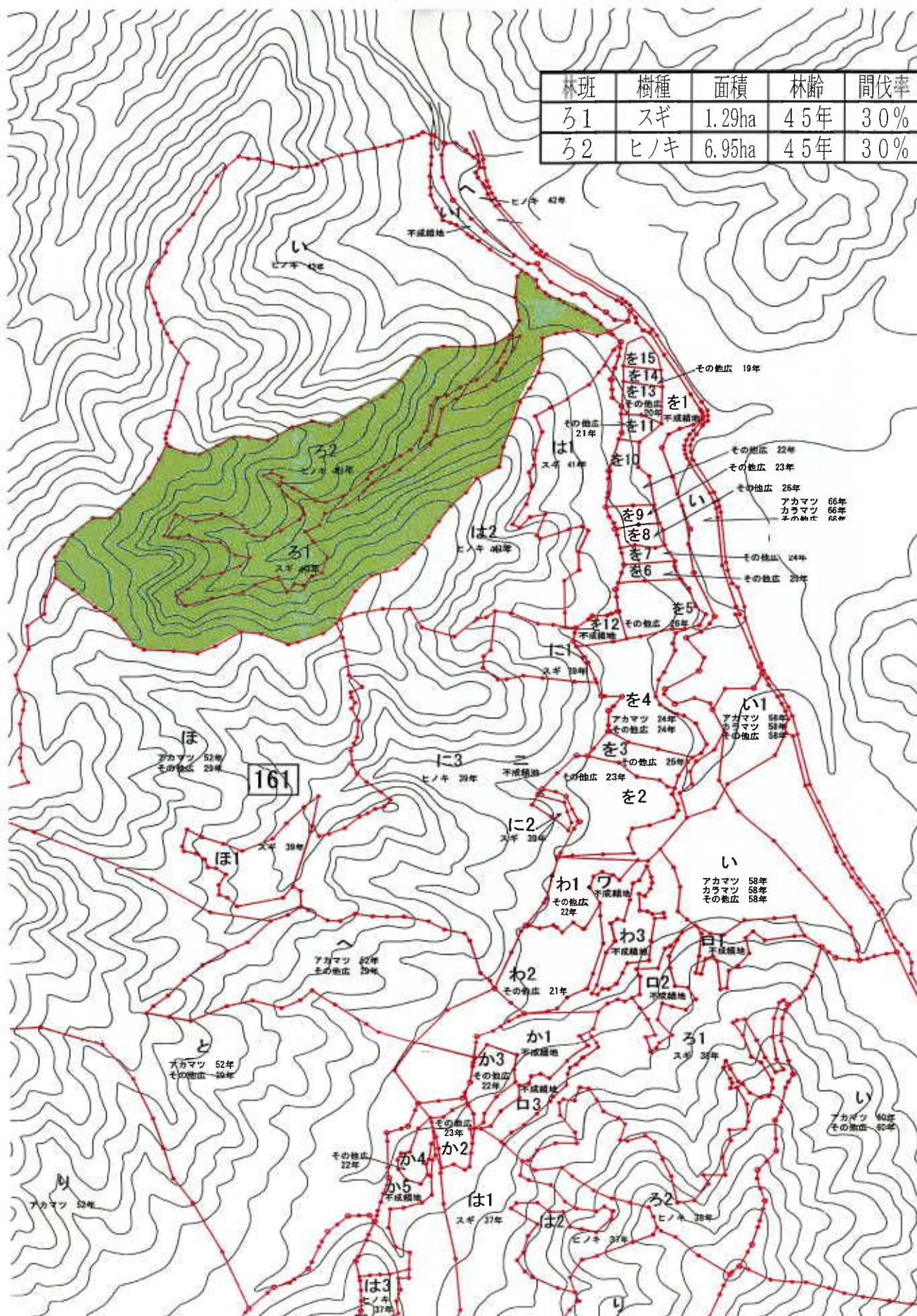
位置図



縮尺 五万分の一

施業図

林班	樹種	面積	林齢	間伐率
ろ1	スギ	1.29ha	45年	30%
ろ2	ヒノキ	6.95ha	45年	30%



縮尺 1/5,000